

(5) 期末・勤勉手当

6月期に支給される期末・勤勉手当の支給割合が、次のように改められた。

- 期末手当 1.5月分（改正前 1.4月分）
- 勤勉手当 0.6月分（ " 0.5月分）

(6) 宿日直手当

勤務1回当たりの手当額が次のように改められた。

- 宿直・日直勤務 3,500円（改正前 3,300円）
- 土曜日等半日直勤務 1,750円（ " 1,650円）
- 土曜日等宿日直勤務 5,250円（ " 4,950円）

(7) 単身赴任手当（新設）

赴任を契機としてやむを得ず配偶者と別居することとなった職員等で、赴任前の住居から公署まで通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額20,000円、さらに、職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が60km以上の職員に対し、その距離に応じて最高18,000円を加算して支給することができるようになる。

3 適用期日

平成元年4月1日に遡及適用され、これに係る差額は、平成元年12月26日に支給された。

なお、特殊勤務手当のうち舎監業務職員の手当及び宿日直手当については、平成2年1月1日から適用され、調整手当及び単身赴任手当については、同年4月1日から適用される。

第8節 付 属 機 関 等

1 福島県後期中等教育審議会

根拠法 福島県後期中等教育審議会条例（昭和41年7月20日条例第42号）

目的 教育委員会の諮問に応じ、後期中等教育の振興についての総合計画に関する事項や後期中等教育についての基本的な重要施策に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申・建議する。

(1) 平成元年度福島県後期中等教育審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
太田美恵子	福島県市町村教育委員会連絡協議会長	副会長
太田 緑子	福島県社会福祉協議会顧問	
酒井 春雄	福島県中学校長会進路対策部長	会 長
佐藤 光	福島県中学校長会会長	
佐藤 寛	福島県産業教育振興会理事長	会 長
佐藤 盛雄	福島県立福島商業高等学校長	
鈴木 悦郎	福島県立福島商業高等学校長	会 長
鈴木 善弘	福島県立福島商業高等学校長	
立花 正人	福島県高等学校教職員組合執行委員長	会 長
梅井 博幸	福島県民友新聞社編集局総務	
花田 昶	福島県民報社編集局長	会 長
早坂 達彦	福島県教職員組合中央執行委員長	
原 正夫	福島県高等学校PTA連合会長	会 長

氏 名	役 職 名	備 考
森 功	福島県私立中学高等学校協会会長	
吉田 彌	福島県高等学校長協会会長	
飯野陽一郎	喜多方市長	
佐藤 長雄	三島町長	
渡部 文雄	県議会議員	
武田 裕子	県議会議員	

(2) 平成元年度福島県後期中等教育審議会専門調査員

氏 名	公 職	備 考
田村 忠輝	福島大学教育学部教授	座 長
宗像 利郎	福島女子高等学校長	
山川 進一	福島南高等学校長	
佐川 六郎	安積女子高等学校長	
菅野 康二	棚倉高等学校長	
齋藤 久	安積第二高等学校長	
長谷沼恒一	福島工業高等学校教頭	
鈴木 絢子	郡山女子高等学校教頭	
阿部 昭生	福島市立清水中学校長	
佐久間 正	二本松市立二本松第二中学校長	
佐藤 利郎	県教育庁義務教育課主幹	
片岡 義和	県教育庁社会教育課主幹	
佐藤 十次	県教育庁保健体育課主幹	

(3) 審議会及び専門調査員会の審議・調査経過概要

年度	開催日	審議会	専門調査員会	審 議 内 容
元	5.23		第1回	1. 検討事項2「生涯学習の機会を拡充するための単位制課程の設置について」について協議
"	6. 5		第2回	1. 検討事項2について協議 2. 第1回中間報告の内容検討
"	6.21	第1回		1. 専門調査員会第1回中間報告について審議
"	7.19		第3回	1. 審議会からの検討事項について協議
"	11.16		第4回	1. 審議会へ報告する内容の検討 2. 専門調査員会第2回中間報告の内容検討 3. 提言案文の検討 4. 検討事項1「特色ある、魅力ある普通科等（理数科、国際文化科、文理科、英語科を含む。）の教育の在り方について」について協議